

○富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日

規則第45号

改正 平成29年5月29日規則第26号

平成29年9月29日規則第31号

平成30年3月26日規則第3号

平成30年8月20日規則第26号

令和2年3月31日規則第4号

令和3年9月29日規則第40号

(趣旨)

第1条 富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2規則4・一部改正)

(条例別表第1に定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、富士見市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第45号）第4条のこども医療費の支給に関する事務又は同条例第6条第1項の受給資格の登録の申請若しくは同条例第7条の届出（以下この条において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第3条繰上・一部改正)

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）第5条第1項の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条第1項のひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
- (3) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

(令2規則4・旧第4条繰上・一部改正、令3規則40・一部改正)

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年厚生省社会局長通知」という。）の定めるところにより生活に困窮する外国人に対して行う次に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立支援給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

(平30規則3・平30規則26・一部改正、令2規則4・旧第5条繰上・一部改正)

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和54年条例第16号) 第4条の助成金の支給に関する事務

(2) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条に規定する受給資格の登録の申請若しくは同条例第9条の届出(以下この号において「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第6条繰上・一部改正)

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第36号)第4条の手当の支給に関する事務

(2) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第5条に規定する受給資格の認定の申請若しくは同条例第9条の届出(以下この号において「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第7条繰上・一部改正)

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、富士見市就学援助費支給要綱(平成17年告示第16号)による就学援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第8条繰上・一部改正)

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年告示第471号の2)による特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(令2規則4・旧第9条繰上・一部改正)

(条例別表第2に定める事務及び情報)

第9条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児

通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（障害福祉サービスに関するものに限る。次号及び第3号において同じ。）の支給に関する情報

イ 当該申請に係る障害児又は当該障害児の保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第8条の子ども・子育て支援給付の支給に関する情報

ウ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る昭和29年厚生省社会局長通知の定めるところにより生活に困窮する外国人に対して行う、生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護措置関係情報」という。）

(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

イ 当該変更に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

ウ 当該変更に係る障害児又は当該障害児の保護者と同一の世帯に属する者に係る子ども・子育て支援法第8条の子ども・子育て支援給付の支給に関する情報

エ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

イ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(4) 保育料の審査・決定・通知に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(5) 保育料の変更の審査・決定・通知に関する事務 前号に掲げる情報

(6) 保育料の徴収に関する事務 第4号に掲げる情報

(平30規則3・一部改正、令2規則4・旧第10条繰上・一部改正、令3規則40・一部改正)

第10条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

イ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ウ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係

る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

エ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

（令2規則4・旧第11条線上）

第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者又は同法の規定を準用する生活に困窮する外国人に係る障害者関係情報

イ 生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

（令2規則4・旧第12条繰上）

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法第24条第1項第2号に掲げる者に対する道府県民税（同法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）又は市町村民税の課税に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報
 - イ 納税義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

- (2) 地方税法第15条の7に規定する滞納処分の停止に関する事務 納税義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

（令2規則4・旧第13条繰上）

第13条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第5項（同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者（以下この号におい

て「公営住宅入居者等」という。)に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 公営住宅入居者等に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 公営住宅法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(6) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 第1号に掲げる情報

(7) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 第1号に掲げる情報
(平29規則31・一部改正、令2規則4・旧第14条繰上)

第14条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2第1項の高額療養費又は同法第57条の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に係る富士見市こども医療費支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に係る富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に

係る富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例による助成金の支給に関する情報

- (2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項、第3条、第4条第1項、第11条、第12条又は第13条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る者又は当該届出を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

（平30規則26・一部改正、令2規則4・旧第15条繰上、令3規則40・一部改正）

第15条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

- (2) 知的障害者福祉法第16条第1項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(令2規則4・旧第16条線上)

第16条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る障害者関係情報

ウ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る障害者関係情報

ウ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者（以下この号において「被措置者等」という。）に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 被措置者等に係る障害者関係情報

ウ 被措置者等に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

（令2規則4・旧第17条繰上、令3規則40・一部改正）

第17条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条第1項、第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の9の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報とする。

（平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第18条繰上）

第18条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務とし、同表の10の項の規則で定める情報は、同条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報とする。

（平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第19条繰上）

第19条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条の保険料の徴収に関する事務 被保険者（同法第50条の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条第9号の相談に応じる事務 被保険者及び当該被保険者と同一の世帯に属する被保険者に係る市町村民税に関する情報

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第8条第1項の障害認定の申請の受付に関する事務 被保険者に係る障害

者関係情報

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該届出に係る被保険者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第20条繰上、令3規則40・一部改正)

第20条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付又は平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下この号において「要支援者等」という。）に係る障害者関係情報

イ 要支援者等に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例による

こととされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

（平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第21条繰上）

第21条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法を含む。）第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 介護保険法（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法を含む。）第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課

せられる被保険者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

- (6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (7) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (9) 介護保険法施行規則（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則を含む。）第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- (10) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

（令2規則4・旧第22条繰上、令3規則40・一部改正）

第22条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第4号の健康診査の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該対象者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該対象者の中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該対象者の生活困窮外国人の保護措置関係情報

（令2規則4・旧第23条繰上、令3規則40・一部改正）

第23条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報
- イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る障害者関係情報
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報
- イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報
- イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2

第1項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

（令2規則4・旧第24条繰上、令3規則40・一部改正）

第24条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る児童又は当該児童の保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平

成 26 年内閣府令第 44 号) 第 15 条第 1 項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る児童又は当該児童の保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平 29 規則 26 ・一部改正、令 2 規則 4 ・旧第 25 条繰上、令 3 規則 40 ・一部改正)

第 25 条 条例別表第 2 の 17 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 富士見市こども医療費支給に関する条例第 4 条のこども医療費の支給に関する事務 当該申請に係るこども (同条例第 2 条第 1 号のこどもをいう。以下この条において同じ。) 又は保護者に係る医療保険各法 (健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) をいう。以下同じ。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

(2) 富士見市こども医療費支給に関する条例第 6 条第 1 項の受給資格の登録の申請若しくは同条例第 7 条の届出 (以下この号において「申請等」という。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請等に係るこども又は保護者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請等に係るこども又は保護者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請等に係るこども又は保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該申請等に係るこどもの障害者関係情報

オ 当該申請等に係るこども又は保護者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平 29 規則 26 ・平 30 規則 3 ・一部改正、令 2 規則 4 ・旧第 27 条繰上 ・

一部改正)

第26条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の受給者証の交付の申請又は同条例第8条の届出（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象者（富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条の対象者をいう。以下この条において同じ。）の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

イ 当該申請に係る対象者のうち、父、母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請に係るひとり親等の配偶者又は当該ひとり親等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）で当該ひとり親等と生計を同じくするものに係る市町村民税に関する情報

エ 当該申請に係る対象者の生活保護実施関係情報

オ 当該申請に係る対象者の中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係る対象者の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請に係る対象者の生活困窮外国人の保護措置関係情報

ク 当該申請に係る対象者の障害者関係情報

(2) 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条のひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 当該ひとり親家庭等医療費の支給に係る対象者の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

（平30規則3・一部改正、令2規則4・旧第28条繰上・一部改正）

第27条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であって、同法第6条第2項の要保護者に準ずる者又は同条第1項の被保護者に準ずる者であった者（以下この条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
- ア 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報
 - ウ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
 - エ 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
 - オ 児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
 - カ 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
 - キ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
 - ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
 - ケ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
 - コ 生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
 - サ 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - シ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
 - ス 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
 - セ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

- ソ 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - タ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - チ 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
 - ツ 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
 - テ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
 - ト 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
 - ナ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
 - ニ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ヌ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金又は同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報
 - ネ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号アからネまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからネまでに掲げる情報

- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからネまでに掲げる情報
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからネまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第1号アからネまでに掲げる情報
(平30規則3・全改、令2規則4・旧第29条繰上・一部改正、令3規則40・一部改正)

第28条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第4条の助成金の支給に関する事務 当該医療費助成金に係る対象者（同条例第3条第1項の対象者をいう。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (2) 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条に規定する受給資格の登録の申請又は同条例第9条の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査若しくはその申請等に対する応答に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請等に係る対象者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - イ 当該申請等に係る対象者に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 当該申請等に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申請等に係る対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該申請等に係る対象者に係る障害者関係情報
 - カ 当該申請等に係る対象者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
 - キ 当該申請等に係る対象者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平29規則26・平30規則3・一部改正、令2規則4・旧第30条繰上・一部改正)

第29条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第4条の手当の支給に関する事務
次に掲げる情報

ア 当該手当に係る者(富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条に規定する者をいう。以下この号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報

イ 当該手当に係る者に係る障害者関係情報

ウ 当該手当に係る者に係る児童福祉法による療育の給付に関する情報

エ 当該手当に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

(2) 富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第5条の受給資格の認定の申請若しくは同条例第9条の届出(以下この号において「申請等」という。)の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請等に係る者(富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条に規定する者をいう。以下この号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請等に係る者に係る障害者関係情報

ウ 当該申請等に係る者に係る児童福祉法による療育の給付に関する情報

エ 当該申請等に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第31条繰上・一部改正)

(条例別表第3に定める事務及び情報)

第30条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る対象者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る対象者に係る障害者関係情報
- (5) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平30規則3・一部改正、令2規則4・旧第32条繰上)

第31条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、富士見市就学援助費支給要綱による就学援助費の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (2) 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (4) 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者関係情報
- (5) 当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護措置関係情報

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第33条繰上)

第32条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情

報とする。

(平29規則26・一部改正、令2規則4・旧第34条繰上)

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月29日規則第26号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年8月20日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。